平成29年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会(第2回)議事録

- ■日時 平成29年6月20日(火)午後3時27分~午後5時03分
- ■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室23

■出席委員

平手第二部会長、池邊委員、池本委員、小林委員、坂本委員、佐々木委員、寺島委員、宮越委員

■議事内容

- 1 審議
- (1) 「(仮称)三田三・四丁目地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案に係 る項目別審議
 - ⇒ 騒音・振動、日影及び電波障害について審議を行い、騒音・振動及び日影に係 る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。
- (2) 「虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る項目別 審議
 - ⇒ 電波障害、風環境及び史跡・文化財について審議を行った。

平成29年度「東京都環境影響評価審議会」

第二部会(第2回)

速 記 録

平成29年6月20日 (火) 都庁第二本庁舎31階 特別会議室23

(午後3時27分開会)

○池田アセスメント担当課長 ちょっとお時間が早いのですが、委員の方々がそろいました ので、始めさせていただきたいと思います。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席をいただきまして、ありがとうございます。

事務局から御報告を申し上げます。

現在、第二部会委員11名のうち、8名の御出席をいただいております。定足数を満たしております。

本日は、19期委員として最初の第二部会になります。

改めまして、今期から新たに就任された委員の方々を、御紹介させていただきたいと思います。

まず、小林一哉委員でございます。

- ○小林委員 小林です。よろしくお願いいたします。
- ○池田アセスメント担当課長 次に、宮越昭暢委員でございます。
- ○宮越委員 宮越と申します。よろしくお願いします。
- ○池田アセスメント担当課長 また、今日は欠席されておりますけれども、日下博幸委員も 御就任を了解いただいているところでございます。

どうぞ今期はよろしくお願いいたします。

去る5月25日開催の総会におきまして、第二部会長として平手委員が選任されております。 よろしくお願いいたします。

それでは、平手部会長のほうに第二部会の開会をお願いしたいと思います。

本日の傍聴は申し出がございますので、よろしくお願いいたします。

○平手部会長 会議に入ります前に、本日は、傍聴を希望する方がいらっしゃいますので、 東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第6条の規定によりまして、傍聴人の数を会場 の都合から30名程度といたしたいと思います。

では、傍聴人を入場させてください。

(傍聴者入場)

○平手部会長 傍聴の方は、傍聴案件が終了いたしましたら、退席されても結構です。 ただいまから第二部会を開催いたします。

本日は、お手元の会議次第にありますように「(仮称)三田三・四丁目地区第一種市街地

再開発事業」環境影響評価書案に係る項目別審議、「虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る項目別審議とその他となっております。

それでは「(仮称)三田三・四丁目地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る項目別審議を行います。

初めに、騒音・振動について、事務局から説明をお願いします。

○池田アセスメント担当課長 まず、お手元の水色の冊子の評価書案を見ていただければと 思います。騒音・振動につきましては、103ページになります。始めさせていただきます。

まず、騒音・振動について御説明させていただきます。現況調査の調査事項でございますけれども、騒音・振動の状況、発生源の状況など、6項目でございます。

次に、104ページは、道路交通騒音・振動の既存資料調査地点でございます。●が道路交通 騒音・振動の調査地点6カ所になります。

続きまして、106ページにつきましては、騒音・振動、地盤卓越振動数の現地調査の地点で ございます。▲が環境騒音・振動の調査地点でございます。●につきましては、道路交通騒 音・振動、地盤卓越振動数調査地点で4カ所ございます。

108ページが調査結果でございます。既存資料調査の結果でございますけれども、上の表になります。平成26年度の道路交通騒音の調査結果は表に示すとおりでございまして、等価騒音レベルは昼間で65dB~71dB、夜間で63dB~70dBでございまして、地点2、4の昼間と夜間、地点5、6の夜間で環境基準を上回ってございました。次に、ページの下のほうに行きまして、平成26年度の道路交通振動の調査結果は表のとおりでございます。振動レベルは昼間で37dB~58dB、夜間で36dB~56dBであり、全ての時間区分で規制基準を下回ってございます。

右側の109ページが現地調査の結果でございます。騒音の状況につきましては上の表に示すとおりでございまして、環境騒音につきましては昼間が56dB、夜間が53dBでございまして、昼間及び夜間とも環境基準を上回ってございます。次に、道路交通騒音でございますけれども、昼間が62dB~68dB、夜間60dB~65dBでございまして、地点No. 2、先ほどの地図で言いますと聖坂の坂下のところになりますが、そちらは夜間で環境基準を上回ってございます。

このページの下段に移りまして、振動の状況でございます。下の表に示すとおりでございますけれども、環境振動は昼間が36dB、夜間が32dBでございまして、昼間及び夜間ともに環境確保条例に基づく日常生活等に適用する振動の規制を下回ってございます。道路交通振動は、昼間35dB~47dB、夜間32dB~42dBでございまして、昼間及び夜間ともに環境確保条例に基づく日常生活等に適用する振動の規制基準を下回ってございます。

118ページが予測でございます。予測事項につきましては、工事の施行中の建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動でございます。

予測の対象時点につきましては、工事の施行中の建設作業騒音・振動の建設機械による影響が大きくなる時点といたしまして、解体工事期間中の稼働台数が最大となる工事開始7、8カ月目を予測の対象といたしました。工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動の予測は、工事用車両による影響が最大となる時点としまして、走行台数が最大となる工事開始31カ月目としてございます。

次に、予測地域・地点につきましては、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動の予測地点は右側の地図に示すとおりでございますけれども、道路交通騒音・振動の現地調査を した地点と同一としまして、工事用車両の主な走行経路上の4地点としてございます。

予測結果につきましては、評価とあわせて説明させていただきます。

次に、132ページをお開きください。環境保全のための措置でございます。予測に反映した 措置につきましては、建設機械に対する保全のための措置といたしまして、解体工事中は解 体する既存建物の周囲に防音パネルを設置するなどでございます。工事用車両に対する保全 のための措置といたしまして、工事関係者に工事用車両の走行ルートの周知を徹底するとと もに、計画的な運行により影響の低減を図るということでございます。

予測に反映しなかった措置につきまして、建設機械に対する保全のための措置といたしましては、建設機械の集中稼働を行わないよう、工事工程の平準化及び建設機械の効率化に努める、必要に応じて防音対策を講じるなどでございます。工事用車両に対する保全のための措置といたしましては、工事用車両は規制速度の遵守を指導し、影響の低減を図る。適切な車両の運行管理により、工事用車両の集中化を避けるように努めるなどでございます。

右の133ページが評価でございます。評価の指標でございますけれども、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音につきましては、環境確保条例に基づく指定建設作業に係る騒音の勧告基準値を用いることといたしました。次に、建設機械の稼働に伴う建設作業振動につきましては、環境確保条例に基づく指定建設作業に係る振動の勧告基準を用いることといたしております。工事用車両の走行に伴う道路交通騒音につきましては、環境基本法に基づく騒音に係る環境基準といたしました。工事用車両の走行に伴う道路交通振動につきましては、環境確保条例に基づく日常生活等に適用する振動の規制基準といたしております。

評価の結果でございます。評価の結果は下の表に示すとおりでございますけれども、敷地境界における建設作業騒音レベル(L_{A5})は、計画地南西側敷地境界におきまして最大 $73\,dB$ で

ございまして、評価の指標とした環境確保条例の勧告基準値(85dB)を下回ってございます。 また、本工事では、ジャイアントブレーカーによる解体以外の作業も同時に進めますが、解 体以外の作業に適用される勧告基準値(80dB)も下回っている状況でございます。

以上のことから、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音の影響は小さいと考えてございます。 続きまして、129ページは建設機械の稼働に伴う建設作業騒音の予測結果でございます。先 ほど予測結果をお示ししましたけれども、こちらがコンター図になります。★が最大値出現 地点で、南西側の敷地境のところに73dBが出ている状況でございます。

134ページにお戻りください。次に、建設機械の稼働に伴う建設作業振動でございます。評価の結果でございますが、下の表に示すとおりでございます。敷地境界における建設作業振動レベル (L_{10}) は、計画地北東側敷地境界になりますけれども、ジャイアントブレーカーによる解体作業の影響が支配的な地点において最大75dBでございまして、評価の指標としました環境確保条例の勧告基準値 (75dB) 以内となってございます。

130ページにお戻りいただければと思います。こちらの図が建設機械の稼働に伴う建設作業振動の予測結果でございます。こちらのコンター図で、計画地の北東側敷地境界にあります ★が最大値出現地点で、75dBでございます。

続きまして、今度は122ページにお戻りいただければと思います。こちらの図は、建設機械の音源の位置でございます。計画敷地内の北東側、一番上のほうの右端、三田通りのところに⑥があるかと思いますが、ここにジャイアントブレーカーがございまして、計画地北東側のところに最大値が出ているという状況でございます。環境基準値の70dBを上回って、最大値である75dB相当の振動レベルが出現するのは、ここで示されている敷地境界付近でございまして、既存建物の解体作業がちょうどここで行われる関係で、計画地前面の道路、三田通りであるとか第一京浜の道路敷地内に限られた範囲で出てございます。

なお、本工事では解体以外の作業も同時に進めることから、可能な限り建設作業振動レベルを敷地境界におきまして、環境確保条例の解体以外の作業に適用される勧告基準70dB以内となるように施工する計画としてございます。

工事の施行中につきましては建設作業振動を極力少なくするなど、建設機械の配置への配 慮等適切な工事方法を検討することによりまして、一層の低減に努めることとしております。

以上のことから、建設機械の稼働に伴う建設作業振動の影響は、可能な限り低減できると考えてございます。

135ページをご覧いただければと思います。今までは建設機械でございましたが、今回は工

事用車両の走行に伴う道路交通騒音でございます。評価の結果ですが、下の表に示すとおりでございまして、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音レベル(L_{Aeq})は、昼間で63dB~68dB、全ての地点の昼間において、評価の指標としております環境基準値、No.1と2につきましては昼間が65dB、No.3と4は昼間70dBを下回ってございます。また、本事業における工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は、1dB未満~1dBでございます。

以上のことから、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の影響は小さいと考えてございます。

1 枚おめくりいただきまして、136ページをご覧ください。工事用車両の走行に伴う道路交通振動の評価結果でございます。下の表に示しますように、工事用車両の走行に伴う道路交通振動レベル(L_{10})は昼間で37dB~51dB、夜間で35dB~45dBでございまして、全ての地点におきまして環境確保条例の規制基準値を下回ってございます。また、工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分も、1dB未満~1dBでございました。

以上のことから、工事用車両の走行に伴う道路交通振動の影響は小さいと考えてございます。

それでは、お手元、本日の資料の1ページをご覧ください。資料1-1が騒音・振動の審議資料でございます。このページの下のほうで、都民の主な意見はございませんでした。関係区長の意見につきましては、別紙1のとおりでございます。1枚おめくりいただきまして2ページですが、港区長から御意見をいただいております。読ませていただきます。

- 1、建設作業に当たっては、騒音、振動、粉塵等、周辺環境に与える影響を低減するよう適切な対策を講じてください。
- 2、工事車両について、騒音、振動、渋滞など周辺への影響を考慮し、車両の出入りする動線や時間帯を工夫してください。

こちらにつきまして、事業者のほうにつきましては、1は仮囲いを設置、解体建物の周囲に防音パネルの設置をする。2につきましては、時間帯等を考慮した適切な運行管理による車両の集中化を避けるなど、環境保全のための措置を徹底しまして、低減に努めるとしてございます。

これらの内容につきまして、項目担当である坂本委員に御検討いただいた意見は、右のページにございます意見となってございます。意見を読み上げさせていただきます。

「建設機械の稼働に伴う建設作業振動は評価の指標とした基準値以内となるとしているが、 最大と予測される計画地北東側の付近には住宅用途の建物が存在していることから、建設機 械の配置を詳細に検討するなど、環境保全のための措置を徹底すること」でございます。

こちらの意見につきましては、評価書130ページをお開きください。先ほども見ていただいたコンター図でございますけれども、計画地北東側の三田通り沿いに★がありまして、こちらが最大値の出現地でございますけれども、★の上側、北側のところに小さいビルが並んでいるように見えるかと思いますが、こちらのほうに、隣が業務兼住宅のビルがございます。そういうことも勘案しまして、解体建物でジャイアントブレーカーでの作業とはいえ高い振動が発生するため、建設機械の配置を検討するなど振動抑制のために環境保全のための措置の徹底を求めるものでございます。

説明は以上でございます。

- ○平手部会長 それでは、坂本委員、何か補足することはございますでしょうか。
- ○坂本委員 騒音・振動担当の坂本です。今、詳しく説明していただいたとおりなのですけれども、134ページの、特に建設作業振動なのですが、表7.2-25に比較の結果が書いてあります。勧告基準値が75dBに対して、予測値が75dBで同値ということですので、基本的には非常に高い振動が発生することが予想されているということになっておりますので、建設機械の配置を工夫するという、その他もろもろ考えていただいて、なるべく振動を抑えるような措置を講じていただきたいというのが意見でございます。

以上でございます。

- ○平手部会長 それでは、何か御質問等がございましたら、お願いいたします。池本委員、お願いします。
- ○池本委員 質問なのですけれども、132ページの環境保全のための措置で、一番下の工事用 車両に対する保全のための措置の2つ目のポツで規制速度の遵守を指導し、影響の低減を図 るというのが予測に反映しなかった措置となっているのですが、126ページを見ると、走行速 度として規制速度を使っているのですが、これは予測に反映しなかった措置側に入るのです か。
- ○池田アセスメント担当課長 こちらにつきましては、池本委員がおっしゃるように、126ページの今回の予測の中では、現況の規制速度、各道路の規制速度を使わせていただいております。実際の環境保全の措置につきましては、規制速度の遵守ということで、イコールではございます。ただ、そこにつきましては、こういう解体工事あるいはビル工事になりますと、いろいろな業者が下請で入ってございます。そういう意味では、いろいろな影響も出てございますので、係数としては出していただきましたけれども、さらに保全措置をしてもら

うという意味でここに入れさせていただいているということになります。

- ○平手部会長 よろしいですか。
- ○池本委員 予測に反映した措置のほうが個人的にはしっくり来るという感じはしたので、 ちょっと御検討いただけたらというだけです。
- ○池田アセスメント担当課長 おっしゃるとおりと思いますので、そこは評価書に向けて委員の意見を踏まえて事業者と調整させていただければと思います。
- ○平手部会長 ほかに何か。

池邊委員、お願いします。

○池邊委員 ありがとうございます。

今、坂本委員から御説明があったように、勧告基準値75、予測値75ということなのですけれども、今回の意見の中では、最大と予測される計画地北東側の住宅用途の建物だけが記述されているのですが、御存じのようにここは普連土学園と三田中学校という昼間に、例えば9時台とか10時台とか、そういうところに振動最大となる時間帯とかがこちらとしてはあるような感じなのです。夜は多分、大丈夫なのだろうと思うのですが、昼間のそういう学校用途の建物にもぜひとも配慮していただきたいというように、非常に隣接しているところなので、よろしくお願いします。

○池田アセスメント担当課長 池邊先生がおっしゃるとおり、コンターを見ていただくと 60dBのラインがちょうど普連士学園とかのほうに流れていまして、当然学校ですから日中授業をやっております。そういう配慮も含めて事業者のほうには伝えていきたいと思います。 ○平手部会長 何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、特に御意見がないようですので騒音・振動につきましては、指摘の趣旨を答申 案に入れるということといたします。

次に「日影」について事務局から説明をお願いします。

○池田アセスメント担当課長 それでは日影でございますけれども、評価書案の137ページになります。御説明に入らせていただきます。

現況調査でございますけれども、調査事項ですが、日影の状況など6項目でございます。138ページをお開きください。こちらの地図が日影の天空写真の調査地点でございます。地図上のほうの三田中学校前の地点A、普連土学園前の地点B、三田三丁目交差点のCの3カ所で調査を行う予定としてございます。

続きまして、140ページが調査結果になります。日影の状況でございますけれども、地点A

の三田中学校前でございますが、冬至日において現況で約5時間10分、計画地内の建物による ものが約4時間分ございます。中ほどの表を説明させていただいております。地点Bの普連土 学園前でございますが、現況は5時間20分で、そのうち計画地の建物によるものが約4時間。 地点Cの三田三丁目交差点につきましては、約6時間10分ございまして、計画地内の建物によ るものは0分となってございます。

次に、日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況でございます。こちらは142ページをお開きください。こちらの図は、日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況及び既存建築物の状況でございます。計画地の西側に②と書いているところが、先ほど来出ている三田中学校でございます。③と書いているところが普連土学園の中学校・高等学校でございます。

次に、既存建築物の状況でございますけれども、計画地の北側から南西側にかけましては、 低中層建築物が密集してございますが、計画地北東側から南側にかけましては、国道15号線 沿いを中心に高層建築物が立地している状況でございます。特に、計画地周辺の高さ60mを超 える高層建築物の状況につきましては、計画地南側に17番と書いてございます。計画地の隣 になりますけれども、住友不動産三田ツインビル西館、高さが約179m。16番が三田43MTビル で、高さが約60m。東南東に19番の住友不動産三田ビル、これが高さ約80m。東側に5番の三田 ベルジュビル、高さ約164mのものがございます。

145ページは予測でございます。予測事項につきましては、冬至日における日影の範囲、日 影となる時刻、時刻数等の日影の状況の変化の程度、日影が生じることによる影響に特に配 慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度でございます。

1枚おめくりいただきまして、146ページが予測結果でございます。冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度でございます。右ページの時刻別日影図を見ていただきまして、午前8時から午後4時までの時間帯で計画建築物による日影が発生しておりまして、敷地境界から北西側約1,420mの元麻布付近から、北東側につきましては1,380mの浜松町一丁目付近に及ぶ範囲に生じると予測してございます。

等時間日影図でございますけれども、148ページをお開きください。計画建築物による日影は、三田中学校や普連土学園などの日影規制対象区域にも生じますが、日影規制値を下回ると予測してございます。

149ページは日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度でございます。こちらは1枚おめくりいただきまして、

150ページをお開きいただければと思います。

こちらが主要な地点における日影時間の変化で、地点Aが三田中学校前になりますけれども、上の写真が現況でございまして、下が工事の完了後になります。三田中学校前ですが、夏至日では1時間20分、春秋分日は30分日影が増加いたしますけれども、冬至日におきましては1時間10分減少させてございます。以下、ほかの2件につきましても、現況から減少ないし同程度の日影となってございます。

次に、153ページの環境保全のための措置でございます。予測に反映した措置でございます けれども、等時間日影の影響を受ける範囲を極力小さくするよう配慮した建物配置、形状と してございます。

評価でございますけれども、評価の指標は東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例に定める規制値としてございます。評価の結果でございます。計画地近傍の主要な地点における冬至日の日影時間は、地点Cでは約30分増加する一方、地点A(三田中学校前)と地点B(普連土学園前)につきましては、約40分から1時間10分減少することから、計画建築物における日影の影響は小さいと考えてございます。また、計画建築物による日影は、日影規制対象区域にも生じますけれども、東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例に定める日影規制値を下回ってございます。

それでは、本日の資料の4ページをお開きください。資料1-2が日影の審議資料でございます。下段のほうに行きまして、都民の主な意見と関係区長の意見につきましては、ございませんでした。

これらを踏まえまして、担当の平手委員に御検討いただいた意見は、右側の5ページにございます。読み上げさせていただきます。「評価の指標とした『東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例』に定める規制値を下回るとしているが、等時間日影図では、同条例で定める規制値への適合状況が一部示されていないことから、その適合状況についても分かりやすく記載すること」でございます。

意見の取り扱いについての事務局案は、指摘の趣旨を答申案に入れるということでございます。

こちらの意見につきましては、評価書案の148ページをお開きください。等時間日影図でございます。計画地の上側、北側に縦線で網がかかっている地域がございます。ここの地域は敷地境界線から10mを超える範囲で2.5時間以上の日影があってはだめな地域でございますけれども、評価書案では2.5時間の線が示されておりません。評価の指標である東京都日影条例

への適用状況がよく分からない状況のため、今回、意見をつけさせていただいております。

ちなみに事業者に確認したところ、計画地のように複数の建物の影を合算すると、北側のところで10mの規制範囲を約4m超えたところに2.5時間の等時間日影の線が引かれるということでございました。等時間日影図の線につきましては、複合日影、複数のビルの影で書いておりますが、評価の指標におきました東京都日影条例では、建築物の敷地ごとに条例の適合状況を判断するということになってございまして、日影の主な要因である複合棟1という200mぐらいある一番大きいビルですけれども、これが一番影響を与えるわけですが、こちらは個別に見ますと2.5時間の規制線より内側におさまるということでございます。

説明は以上でございます。

○平手部会長 日影につきましては私が担当いたしましたので、補足させていただきます。 多少ややこしい話がありますので、かいつまんで説明いたしますと、今、話がありました ように、まずは148ページです。この図につきましては、まず、規制自体が2.5時間というの が10mを超える範囲でかかることになりますので、その記述がないというのが図としてはまだ 不備があるということで、そこを書き加えてほしいということが一つの柱でございます。

そういたしますと、実は、この敷地の複数の建物も合わせた複合的な日影の結果が、規制値の範囲を超えるという自体が発生いたします。これは、言い方が悪いのですけれども、日影規制の抜け穴というところがありまして、敷地を区分けしているとそれぞれの敷地ごとの単独の建物で規制がクリアされているかどうかを判断するので、この場合は別々の敷地になっている関係で、法的、条例的にはオーケー。規制はオーケーなのですけれども、実際の日影自体、トータルでこの敷地内に入っている建物を見ますと、今、言ったような2.5時間の範囲を超えるということになりますので、その図を、2.5時間ラインを描いていただくと、その辺の説明が多少必要になるかなということがあります。それで、このような意見をつけたという次第でございます。

超えるということに関して多少細かな図を私のほうで用意していただいて、先ほど来説明がありましたように、10mラインから多少範囲を超えるというところなのですが、そこは墓地なので、恐らく周辺に対する影響は少ないだろうと考えられる。あとは先ほど日影時間の変化というところで、3地点につきまして説明がありましたが、A地点とB地点は若干日影時間が短くなるということもございますので、トータルとして計画自体は日影に関して問題はなかろうということです。

ですので、このような意見で、2.5時間をつけ加えることと、今、言ったような誤解があっ

てはいけませんので、その辺を多少書き加えていただきたいということで、このような意見 をつけさせていただいた次第でございます。

何か御質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

よろしければ、日影につきましては、指摘の趣旨を答申案に入れることといたします。 次に、電波障害について、事務局から説明をお願いします。

○池田アセスメント担当課長 電波障害につきましては、評価書案の155ページをお開きください。電波障害でございますけれども、現況調査の調査事項でございますが、テレビ電波の受信状況等、4項目でございます。

1枚おめくりいただきまして、156ページをご覧ください。こちらの図につきましては、テレビ電波(地上デジタル放送)の受信状況調査地点でございます。計画地東側で1カ所、南西方向に6カ所、計7カ所で行ってございます。

右の157ページが調査の結果でございます。テレビの現在の受信状況でございますけれども、 品質評価結果につきましては、下にある表の上のほうになりますが、極めて良好のA、良好の B、おおむね良好のCが多く出てございます。一部のチャンネルで不良のDの地点も見られてご ざいます。画像評価結果につきましては下のほうの表になりますけれども、全ての地点で正 常に受信の○でございました。

142ページをお開きください。戻る形になりますけれども、こちらで近辺の高層建築物及び住宅の分布状況について御説明させていただきます。142ページは、先ほど日影でも使わせていただきましたけれども、地域の状況は先ほど説明したように、北東側のほうには住宅等の低層の住宅が中心。南側、南東側は高層ビルが中心となってございまして、17番、隣のビルが約179mの住友不動産ツインビルになってございます。そのほか、5番の三田ベルジュビル、高さが約164mというような高層ビルが周辺をめぐっているところでございます。

159ページにお戻りいただきまして、現在の状況の中で予測でございます。予測事項につきましては、建築物等の設置による遮蔽障害及び反射障害でございます。

160ページが予測結果でございます。計画建築物によるテレビ電波の受信障害予測範囲につきましては、下の表と右側の161ページの図と162ページの図に示しているとおりでございます。まず、161ページの右の図でございますけれども、地上デジタル放送の広域局の遮蔽障害につきましては、緑の線のところで南東側にほんのちょっと出ている線があります。これは最大距離が約10mの範囲としてございます。県域局のほうの遮蔽障害につきましては赤い色の線になりまして、南西方向に最大距離約40mの範囲に生じると予測してございます。次に、反

射障害でございますけれども、計画建築物が電波到来方向に正対しているため、反射障害は 生じないと予測してございます。

衛星放送の遮蔽障害につきましては、162ページの図にありますとおり、敷地境界の北北東 方向と北東方向に、最大約160mの範囲に生じると予測してございます。

続きまして、163ページは環境保全のための措置でございます。工事の施行中の予測に反映 しなかった措置でございます。高所に設置されるクレーンについては、未使用時にブームを 電波到来方向に平行に向け、テレビ電波の受信障害の発生を極力防止するよう配慮するなど でございます

工事の完了後の予測に反映しなかった措置でございますが、テレビ電波の受信障害が発生 すると予測した地域以外において障害が発生した場合には現地調査を行い、本事業に起因す る障害であると判明した場合には、適切な対応を実施するなどでございます。

評価でございます。評価の指標は、テレビ電波の受信障害を起こさないことといたしております。評価の結果は、地上デジタル放送の広域局の遮蔽障害は南西方向に敷地境界から最大10mの範囲に、県域局の遮蔽障害は南西方向に最大40mの範囲に起こると予測してございます。衛星放送の遮蔽障害は、敷地境界から北北東と北東方向に最大約160mの範囲に生じると予想してございますけれども、工事の進捗によりテレビ電波の受信障害が発生した場合には、受信状況に応じて適切な対策を実施することとしておりますので、テレビ電波の受信障害は起こさないと考えてございます。

本日の資料の6ページをお開きください。資料1-3が電波障害の審議資料でございます。資料の下段のほうで、都民の主な意見と関係区長の意見はございませんでした。

これらを踏まえまして担当の小林委員に御検討いただいた結果、意見はございませんでした。

説明は以上でございます。

- ○平手部会長 それでは、小林委員、何か補足することはございますでしょうか。
- ○小林委員 特にございません。
- ○平手部会長 御質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。特に御意見がないようですので、電波障害につきましては意見なしといたします。

次に「虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書に係る項目別審議を 行います。

初めに、電波障害について、事務局から説明をお願いします。

○真田アセスメント担当課長 それでは、御説明をいたします。資料の7ページをご覧ください。評価書案のほうは、オレンジ色の評価書案をご覧ください。183ページが電波障害でございます。

まず、183ページの現況調査でございます。現況調査はテレビ電波の受信状況、テレビ電波の送信状況、高層建築物及び住宅の分布状況、地形の状況といったものを調査しております。

調査地域ですが、計画建築物によるテレビ電波の受信障害が及ぶことが予想される地域と なっております。

調査方法です。テレビ電波の受信状況ですが、電波測定者によるテレビ電波の受信画質などの調査を実施しております。下にあります表7.4-2をご覧ください。ここにあります受信画像の評価基準に基づき評価を実施しております。

調査箇所につきましては、184ページの図7.4-1のとおり調査を実施しております。調査箇所につきましては、ここにありますとおり、既存の高層建築物や住宅分布、地上波デジタル放送の遮蔽障害の机上予測結果を勘案して、計画地の近傍から南西側約2.2kmまでの範囲とし、合計42地点としております。

185ページの調査結果をご覧ください。テレビ電波の受信状況につきましては、表7.4-3にありますとおり、品質評価の結果はAの極めて良好あるいはBの良好が多くなっておりますが、一部の地点でCのおおむね良好であったり、またはDの不良あるいはEの受信不能というものもございました。

次の186ページから189ページにおきまして、画像のテレビの受信状況の評価結果がございます。こちらを見ていただきますとおり、一部の地点を除き○で、良好に受信されているといった状況でございました。

194ページは予測でございます。予測事項としては、建築物の設置によるテレビ電波の遮蔽障害及び反射障害とし、予測の対象時点としては、計画建築物の工事完了後である平成34年度としております。

196ページの図では、地上波デジタル放送における遮蔽障害の予測範囲を示しております。 東京スカイツリーのほうから来る電波に対して、計画建築物により南西方向に関東広域局に ついては最大幅約380m、最大距離が約500mの範囲で障害が生じる予測となっております。あ わせて県域局(東京MX)ですが、こちらは同じく南西方向に最大幅で約500m、最大距離で約 3,800mの障害が生じる予測としております。

引き続きまして、197ページの図ですが、こちらは衛星放送になります。衛星放送について

は、衛星からの電波到来方向に対して計画建築物により東北及び北北東の方向に、BS放送に関しては最大幅約110m、最大距離が約330mの範囲で障害があると予測しております。もう一つ衛星放送のJCSAT-4BとJCSAT-3A、凡例にあります2つの衛星放送につきましては、最大幅が約90m、最大距離が約250mの範囲で障害が生じる予測としております。

198ページが環境保全のための措置でございます。環境保全のための措置として、工事の施行中において、予測に反映しなかった措置としては、クレーンの非使用時にはブームを電波到来方向と平行に向けて電波を遮らないこと、あるいは計画建築物の地上躯体工事に起因して電波障害が発生した場合は、適切な対策を講じるとしております。また、電波障害に関する問い合わせ窓口を明確にし、住民からの問い合わせに対して迅速かつ適切に対応するとなっております。

工事の完了後につきましては、計画建物に起因して新たに電波障害が発生した場合には、ケーブルテレビの活用など適切な対策を講じるとしております。電波障害が発生すると予測した地域以外においても、この計画建築物による電波障害が明らかになった場合は、受信状況に応じた適切な対策を講じるとしております。電波障害に関する住民からの問い合わせに対し、相談窓口を設置し、迅速かつ適切な対応を行うとなっております。

これを受けまして、評価でございます。評価の指標としては、テレビ電波の受信障害を起こさないこととしております。評価の結果でございますが、計画建築物により、計画地の南西方向において東京スカイツリーからの地上デジタル放送の遮蔽障害が生じると予測しております。また、計画地の北東方向及び北北東方向において、衛星放送の遮蔽障害が生じると予測してございます。

しかしながら、環境保全の措置のほうでも説明したとおり、計画建築物によるテレビ障害が発生した場合には、ケーブルテレビの活用などの適切な電波障害対策を講じることによって、テレビ電波障害の影響は解消すると考えるとしております。

以上のことから、評価の指標としたテレビ電波の受信障害を起こさないことという評価の 指標を満足するものとなってございます。

これを受けまして、再び資料にお戻りいただけますでしょうか。7ページの資料2-1ですが、 都民の主な意見はございませんでした。関係区長からの意見としては、目黒区長から1件ございました。

資料8ページをご覧ください。目黒区長からは、計画建物の工事中や完成後に電波障害が生じた場合は、速やかに調査を実施し、住民からの問い合わせに対しては、誠意を持って対応

してくださいという意見でございました。

これにつきましては、評価書案あるいは事業者の見解書において適切に対応するという見解をいただいているところでございます。

資料7ページにお戻りください。以上を踏まえまして、今回、小林委員と項目検討を行いました結果、意見なしとさせていただいております。

説明は以上でございます。

- ○平手部会長 小林委員、何か補足することはございますでしょうか。
- ○小林委員 特に補足はございません。
- ○平手部会長 御質問等がございましたらお願いいたします。池本委員、お願いします。
- ○池本委員 素朴な疑問なのですけれども、196ページで、電波障害予測結果の図があって、東京スカイツリー局が目黒区ぐらいまで伸びている。184ページのところで現地調査をしたのは渋谷区の入り口ぐらいのところで、確認したのはこのぐらいまでということで、目黒区から意見が出ていて、適切に対応するという回答を得られていると思うのですけれども、例えば目黒区のこの先っぽのほうの人たちがもしそのようなことで急に見えなくなったとして、この距離感で計画施設の影響だということが分かるものなのでしょうか。

そのあたりが、かなり遠いのではないかと読んでいた感覚で感じたので、そういった適切な対応というのはどういった形でとられるのかなというのが気になって質問させていただきました。以上です。

○真田アセスメント担当課長 184ページをお開きください。最初の現況調査の結果なのですけれども、196ページより大分範囲が短いようになっておりまして、これについては、当初184ページにあるような範囲が、No. 1からNo. 42がいわゆる障害の範囲だろうと踏んでいたのですが、現況調査で電波測定車を走らせてみたところ電波が弱かったようでして、その結果196ページにあるような障害予測範囲になったということです。

今回、この計画建物が建ち上がったときに、計画建物による電波障害かどうかということ については、事業者としては、調査をして、この建物による影響だということであれば適切 に対応するといった形になります。

- ○平手部会長 どうぞ。
- ○池本委員 苦情対応で対応するということ以外にも、事後調査で予測範囲まで範囲を広げ て調査をしてということですね。

- ○真田アセスメント担当課長 そのとおりです。
- ○池本委員 分かりました。ありがとうございます。
- ○平手部会長 よろしいでしょうか。ほかに何かございますでしょうか。

よろしければ、特に御意見がないようですので、電波障害につきましては、意見なしとい たします。

次に、風環境について、事務局から説明をお願いします。

○真田アセスメント担当課長 資料は9ページでございます。評価書案は199ページの「7.5 風環境」です。

まず、現況調査ですが、地域の風の状況あるいは風の影響に特に配慮すべき施設の状況、風環境について考慮すべき建築物等の状況、地形の状況などについて実施しております。

調査地域ですが、計画地の中心付近を起点に半径500mを範囲として設定しております。

調査方法ですが、上空風の状況は、管区気象台の観測結果によって調査をし、地表付近の 風の状況については風洞実験により把握しているとなっております。

200ページの図7.5-1をご覧ください。既存の資料調査によりますと、上空風のうち全風速で見ますと方向は北北西が最も多く、続いて北、その次に南西となっておりまして、これら 三方向で全体の40%以上を占めているということになっております。

次に、201ページの地表付近の風の状況なのですけれども、これについては後ほど詳しく御 説明させていただきます。

202ページの図7.5-3は、風の影響に特に配慮すべき施設の状況を示しております。近いところでは、隣の麻布小学校と麻布幼稚園のほか、番号で言うと36番になりますが、敷地の北側に登録文化財である大橋茶寮、7番、8番のまちの保育園六本木とその分園がございます。

次に、205ページは予測でございます。予測事項なのですが、計画建築物による計画地周辺の平均風速や最大風速などの突風の状況並びにそれらの変化する地域の範囲及びその変化の程度としております。

予測の対象時点なのですが、計画建築物の建設工事が完了した時点といたしまして予測方法のウにありますとおり風洞実験を行いまして、建設前、建設後でも防風対策前と防風対策後をそれぞれ調査し、合計3ケースについて風洞実験を実施しております。そのうちの風速測定地点につきましては209ページをご覧ください。調査地点につきまして、計画地の外につきましては、歩道であるとか人が歩く通路などに設定しております。

続きまして、210ページをご覧ください。これは計画地の中ですが、計画地内につきまして

は建設後に人が集中する空地あるいは広場などに設定して、全部で215地点設定しております。 建設前につきましては、計画地内が測定できませんので204地点となっております。

戻りまして、208ページをご覧ください。これは3枚とも風洞実験の状況でございます。半径500mの範囲において、付近の地形を再現したあるいは計画建築物を再現した模型をつくって風洞実験を行っているというものでございます。

引き続きまして、211ページの図7.5-6なのですが、こちらについては防風植栽であるとか、 あるいはフェンスであるとか、一番大きなA街区についている庇など、こういったものを設置 している状況を記載したものでございます。

次に、212ページの風環境の評価方法をご覧ください。風の環境影響評価、環境評価基準は、 風工学研究所の評価尺度としており、調査結果による風速をそれぞれ強風による影響の程度 に応じて、影響の小さいほうから領域A、B、C、Dというぐあいに4段階で評価をしております。

213ページが予測結果でございます。予測結果につきましては、建設前につきましては最も 影響の小さい領域Aが147地点、領域Bが57地点、領域C及び領域Dは0地点でございました。

次に、215ページをご覧ください。今度は建設後なのですが、建設後の防風対策をする前についてでございます。建設後の防風対策前につきましては、一番影響の小さい領域Aが129地点、領域Bが77地点、領域Cが9地点、領域Dは確認されておりません。

建設後防風対策をした後につきまして、また風洞実験をしたところ、今度は領域Aが128地点に増加しております。128地点が領域Aです。領域Bが87地点、領域C及び領域Dは、改善された結果、ない状態になってございます。

建設後につきましては、防風対策をする前に比べまして、計画地の北側あるいは西側、南側において防風対策による効果が、211ページに示してございますような防風植栽であるとかあるいはフェンス、庇によって風環境が改善されているといった状況でございます。

230ページは環境保全のための措置でございます。環境保全のための措置として予測に反映した措置としては、高層棟3等を可能な限り敷地境界より離した配置としております。また、計画地に隣接する麻布小学校や、あるいは麻布幼稚園に対しては、すぐ隣にありますB-1街区の高層棟との距離をできる限り離した配置としてございます。防風植栽として樹高約7m~10mの常緑樹を植栽して、防風対策として、いわゆる一番背の高い建物ですが、A街区の高層棟に奥行き14mの庇、あるいはB-1街区の高層棟に、低層部に約3mのフェンスを設置するとしております。

予測に反映しなかった措置としては、防風植栽自体の転倒防止対策あるいはその維持管理、

事後調査を実施することによって、予測した風環境について検証を行い、場合によっては防 風植栽や防風フェンスなどの追加対策を講じるよう検討するとしております。

それを受けまして、最後に評価でございます。評価結果としては、防風対策を行わない場合には、計画建築物の存在により新たに領域C、すなわちA、B、C、Dのランクで言うと3番目、ちょっと高目の風の影響、風速が強い領域Cでございますが、領域Cに変化する地点が9地点生じると予測されるものの、いわゆる植栽など、フェンスあるいは庇によって防風対策を講じることにより、新たに領域Cとなる地点がなくなり、風環境は改善されると予測しております。したがって、計画建築物の存在により計画地周辺の風環境に変化はあるものの、建設前とほぼ同様の領域A、領域Bに相当する風環境が維持されるものとしております。

これを受けまして、資料にお戻りいただきまして、9ページをご覧ください。都民の主な意 見は1件ございました。関係区長からの意見として、港区長から4件ございました。

10ページは、まず、都民からの主な意見なのですけれども、計画建物につきましては250m~330mある巨大な建築物であるために、防風植栽をやるとはいうものの、防風植栽程度では被害を解消できるとは信じがたく、適正な評価を求めるとともに、計画自体の撤回または抜本的な変更を求めるというものでございました。

港区長からは4件ございました。まず、1件目については、建設後、現況と比較してビル風が強くなる箇所があると書いてあります。No.195~No.201と書いてありますが、これについては216ページをご覧いただけますでしょうか。216ページをご覧いただきますと、番号がNo.195~No.201。計画敷地のちょうど一番南の道路に接した部分なのですが、ここがちょうどNo.197、No.196、No.195。このあたりがオレンジ色になっているかと思います。これがいわゆる領域Cということで、領域Bよりさらに風が強い場所になっている状況になっています。こういうことを踏まえて、建設後、211ページ、いわゆる評価書案に記載しているとおり、十分な風対策を行ってくださいというものです。

2番につきましては、敷地内や周辺の歩道等を通行する者への安全確保から、十分な風対策を着実に行い、できる限りビル風の低減に努めてくださいというものです。

3番については、工事期間中の風の測定などについて、近隣住民などからの要望が出た場合は対応するとともに、ビル風の苦情・陳情には、丁寧に対応し、必要に応じて対策を講じてくださいとしております。

4番の防風植栽については、港区ビル風対策要綱を遵守し、手続などを進めるとともに、適切な植栽の維持管理を行ってくださいといったものでございます。

これにつきまして、1番の都民の意見にしても、評価書案の環境保全の措置にあるとおり、なるべく計画地、敷地境界から建物を離したり、あるいは防風植栽、フェンス、庇といったものをつけることで、風環境への配慮がなされているとしております。港区長からの意見4件につきましても、評価書案あるいは見解書のほうで対策を行うといった見解が出ている状況でございます。

資料9ページを再びご覧ください。以上を踏まえまして、今回、平手委員と項目検討を行いましたところ、意見なしとさせていただいております。

説明は以上でございます。

○平手部会長 風環境については私が担当いたしましたので、補足いたします。

まず、総じてですけれども、事務局から御説明がありましたように、対策後は領域Cがなくなったということ、風環境に対する防風措置です。比較的対策が練られているという観点で、意見はなしという形をとりましたが、風環境の問題につきましては、一番厳しい状況を意識される方、記憶に残られる方が多いので、どうしても本当に突発的なものについてまでは予測がなかなかしにくいという問題は確かにございます。

ただ、現状の技術的な観点から予測をしてみたところ、何とか対応ができているということで、今日、このような形をとることにさせていただきたいということで、1~2点具体的な例でお話をさせていただくと、216ページ、217ページを見ていただけますでしょうか。ここの敷地の左側の入り口のところ、これはB-1街区ですけれども、その下の133という地点。これが麻布小学校、幼稚園の校庭になっております。

この地点については、都民の方からも子供に対する云々という御意見がありました。これをよく見てみますと、A領域から対策を施した場合でもB領域になっているということで、風速が伸びる可能性がある。この状況を227ページで見ていただきますと、133の地点で、対策後の風が下向きにベクトルが出ていることが分かります。ちょっと長目のベクトルがある。これは南西の風ですので、B-1街区のあたりで反射をした、そのあたりの風が見られてきているということが予測されるわけで、これにつきましては、実は、圧迫感のところで、背面のB-1街区の建物の圧迫感等が気になるということですので、圧迫感の観点で植栽をお願いしたいということを言っておりますので、風洞実験にはそれが反映されておりませんから、恐らく多少は改善される可能性があると予測されるということです。

懸念材料であった子供のことについては恐らく大丈夫だろうとは考えられます。ただ、港 区長からも幾つか御懸念のことが出ておりますし、都民の方からも懸念の話があるというこ とで、230ページにありますが、7.5.3の予測に反映しなかった措置の最後、事後調査を実施ということで、このあたりに明記されております。著しく悪化した場合には防風植栽や防風フェンス等の追加対策を講じるように検討すると書かれておりますので、このあたりにつきましては、事務局から、風環境はかなり気にされる方が多いので、特に強く御指導いただきたいということで、とりあえず意見としては、なしということにさせていただきました。

何か御質問等はございますでしょうか。

池邊委員。

- ○池邊委員 造園のほうが専門ですので、防風植栽について、ここでは樹高7m~10mの常緑樹と明記されておりまして、確かにビルの上のほうから来る風に対しては、樹高の高い樹木である程度対応が可能だと思うのですけれども、7mや10mのものですと、下枝がどんどん上に上がってしまうので、皆さん御存じかも分かりませんが、千葉県とかそういうところに行くと、防風植栽が割と下のほうからいわゆる高垣のようになっているようなものであれば、歩行者に対しても有効だと思うのですが、この7m~10mの樹木ですと、3m以下ぐらいのところには枝葉が余りない状態。特に成育した状態で、十分に成長した樹木を植栽することになっておりますので、その辺はここに、効果を十分得られるように適切な維持管理を行うということが書いてありますので、そのあたりを下のほうまで、風洞実験では大丈夫でも、ここに書かれているように歩くことができるという歩行者のグラウンドレベルでどの程度の影響があるかというところは、引き続き事後調査をお願いしたいと思っております。
- ○平手部会長 ありがとうございます。

何かございますか、

- ○真田アセスメント担当課長 歩行者に影響があってはいけませんので、その辺はきちんと 事後調査をするように、事業者に念押しをさせていただきたいと思います。
- ○平手部会長 何かほかに御意見はございますでしょうか。

特に御意見がありませんので、風環境につきましては、意見なしといたします。 次に、史跡・文化財について、事務局から説明をお願いいたします。

○真田アセスメント担当課長 資料11ページをご覧ください。評価書案のほうは267ページを ご覧ください。 史跡・文化財でございます。

まず、現況調査でございますが、調査項目は文化財の状況あるいは埋蔵文化財の状況、法 令などによる基準としております。

調査地域としては、計画地及びその周辺地域としております。

268ページの表をご覧ください。この表は計画地及びその周辺におきます指定登録文化財で ございますが、数としては合計26地点でございまして、計画地の北側に近接してNo.9から No.17、大橋茶寮がございます。

次に、271ページの表は、計画地周辺の埋蔵文化財の包蔵地でございますが、こちらは31番にあります「虎ノ門・麻布台地区再開発計画用地内遺跡」、あるいは5番の「西久保八幡貝塚」であったり、ほかには「米沢藩上杉家・豊後臼杵藩稲葉家屋敷跡」など、全部で31地点存在しているという状況でございます。

274ページの予測でございます。予測事項としては、工事の施行中における周辺地域の文化 財の損傷などの程度、あるいは埋蔵文化財包蔵地の改変の程度につきまして予測を行ってお ります。工事の完了後につきましては、文化財などの周辺の環境の変化の程度を予測してお ります。

予測地域としては、計画地及びその周辺の地域としております。

予測結果につきましては評価とあわせて御説明をさせていただきたいと思います。

276ページの環境保全のための措置でございます。工事の施行中について予測に反映した措置ですが、計画地内の指定・登録文化財あるいは埋蔵文化財については、「文化財保護法」などに基づき、保存及び確認など適正に対処するとしてございます。また、計画地内の既存建築物の解体工事と並行して埋蔵文化財の確認調査を行うこと、あるいは工事による影響が敷地の北側にあります大橋茶寮に及ばないよう仮囲いを設置すること、掘削工事に際しても、地盤の変形及び沈下を抑制する工法を採用するとしてございます。

工事の完了後につきまして、予測に反映した措置としては、計画建物により生じる地上部への影響を低減するよう配慮した建物形状とし、風環境による影響に配慮して、計画地内には防風植栽などを配置すること、あるいは日照については大橋茶寮への影響を低減するため、東の市街区に関しては高層棟ではなく低層棟を配置する計画としてございます。

277ページが評価でございます。評価の指標については、文化財などの保存及び管理に支障が生じないことといたしまして、文化財保護法などに定める現状変更の制限、発掘などに関する規程を遵守するということにしております。

次に、評価の結果です。まず工事の施行中のアですが、計画地の中には指定・登録文化財は存在せず、よって、本事業の実施に伴う文化財の直接的な改変はございません。次に、計画地の北側には、国の登録有形文化財である「大橋茶寮茶室葵」などがありますが、これらにつきまして敷地境界に仮囲いを設置するとともに、掘削工事に際しては地盤の変形や沈下

の抑制を図るとしてございます。また、大橋茶寮の保存に影響を及ぼすようなおそれのある 行為をするときには、あらかじめ「文化財保護法」など関係法令に基づき適切な対応を図る としてございます。したがって、本事業の実施により周辺地域の文化財の保存及び管理に支 障が生じないと考えているとしております。

次に、イにあります埋蔵文化財包蔵地の改変の程度でございますが、計画地の中には周知の埋蔵文化財の全部または一部が含まれるものの、あらかじめ埋蔵文化財の発掘届といったものを提出し、東京都あるいは港区との協議に基づき、適切な対応を図るとしてございます。現状の計画地の中にある既存建築物の解体工事と並行し、埋蔵文化財の確認調査を行う予定でございまして、調査の方法とか範囲も港区の教育委員会と協議を行った上で確定するとしております。埋蔵文化財の存在が確認された場合は、東京都あるいは港区へ遅滞なく報告し、文化財保護法に基づき適正に対処するとしてございます。

続きまして、278ページの工事の完了後でございます。工事の完了後については、文化財などの周辺の環境の変化の程度については、計画地内にはまず指定・登録文化財は存在しないとなっております。あとは計画地の北側に隣接して大橋茶寮等が存在します。これについては、この事業により直接改変することはなく、大橋茶寮のある付近については、風環境においても建設前後で領域Aとなって変化をしておりません。したがって、風環境により著しい影響を及ぼすことはないと予測してございます。

計画建築物なのですが、高層棟を極力各街区の北側から離して配置し、最も高いA街区の建築物は一番南に配置してございます。あとは計画地北側に位置するC街区の計画建築物を高層ではなく低層棟とすることで、北側、大橋茶寮に対する日影時間を極力少なくし、日影の影響に配慮した計画となってございます。したがって、「大橋茶寮茶室葵」などに著しい影響を及ぼすことはないと予測してございます。

以上をもちまして、本事業の実施により、周辺地域の文化財の保存及び管理に支障は生じないと考えているということです。

これを受けまして、都民からの主な意見でございます。11ページをご覧ください。まず、 都民の意見は2件、関係区長は港区長から1件ございました。12ページと13ページをご覧くだ さい。

まず、12ページなのですが、1件目はA街区にある麻布郵便局ということで、272ページをご覧ください。272ページの図の9番です。ちょうど計画地の南側にあります9と書いた建物がありますが、この9番の建物が計画地の中にある麻布郵便局でございます。昭和5年に竣工した

歴史のある建造物であるため、この建物を保存・活用してほしいというものでございます。

あとは都民からの主な意見の2件目については、今回の開発に当たって、近隣の八幡神社でございますが、これにつきましては、同じく272ページのちょうど計画地の方位で言うと東の端に当たり、27番と書いた場所がありますが、ここにありますのが八幡神社でございます。この八幡神社がちょうど計画地に隣接したような形になっていますが、開発に当たっては、こういった八幡神社にもきちんと配慮してほしいという内容でございます。

次に、港区長からは13ページにございます、計画地内あるいは計画地に隣接する周知の埋蔵文化財、東京都指定史跡、あるいは注意を要する未指定・未登録の文化財について、文化財に関する事前調査を実施し、文化財保護法の趣旨に則り適切に対応する必要があるので、調査の実施に当たっては、区と相談してくださいというものでございます。

周知の埋蔵文化財包蔵地につきましては(1)にありますとおり、まず、対象地内に存在する周知の埋蔵文化財包蔵地が5か所あります。あとは対象地に隣接する周知の埋蔵文化財包蔵地が合計で4か所ございます。

(2) の東京都指定史跡としては、「西久保八幡貝塚」でして、(3) にあります注意を要する未指定・未登録の文化財として、「財団法人書壇院吉田苞竹記念会館」、先ほど都民の意見からもございました「日本郵政公社東京支社麻布郵便局」でございます。

以上でございます。

都民からの意見の郵政グループの麻布郵便局なのですが、これに関しては事業者からの見解が出ております。今後、この計画事業を進めていく中で、建物の調査を行った上で、麻布郵便局の取り扱いについて検討していきますとしてございます。八幡様、八幡神社にも配慮すべきということについては、実は八幡神社と計画地は、敷地の高低差がかなりあるのですが、ここの斜面地の再整備に協力していくといった事業者からの見解が出てございます。

港区長からの意見に関しては、当然法令とか条例あるいは港区の教育委員会と協議してい くという回答を得ております。

以上を踏まえまして、資料11ページをご覧ください。11ページに関しまして、今回、寺島 委員と項目検討を行いました結果、意見なしとさせていただいております。

説明は以上となります。

- ○平手部会長 寺島委員、何か補足することはございますでしょうか。
- ○寺島委員 埋蔵文化財につきましては、港区は非常に熱心にされておりまして、評価書案でも十分に協議するとされておりますので、やっていただけると安心しております。先ほど

もお話がありましたけれども、郵便局とか八幡様とか、区民の方の意見がありました。事業者と港区とで今後、相談するとおっしゃっておりますけれども、この場所でこれはこうしたほうがいいとかいうことは非常に言いにくいので、地元の区と地元の住民と、事業者とよく相談されて、地元の方が建物なり何なりをどう評価していくかということに非常に強くかかわってくる問題だと思いますので、よく協議していただきたいと存じます。

以上です。

○平手部会長 何か御質問がございましたらお願いいたします。池邊委員、お願いします。

○池邊委員 今、お話がありましたが、私は文化庁の文化財審議会にも属しているのですけれども、文化庁の国指定のものでも、一応50年以上過ぎると価値が見出されるということで、麻布郵便局が昭和62年に改修されているということで、そのときに全部保存ということで、どういう経緯で改修がされて全部保存という形になったのか。そのあたりをきちんと、今回のものですと、要するに、こちらの文化財のものも指定と登録だけですので、調査結果の中には麻布郵便局が記述されていませんね。

先ほどの9番は、包蔵地としてあるということですけれども、麻布郵便局という登録ではないけれども区からも注意を有する未指定のものということで、御存じかどうかは分かりませんが、文化庁では、こういう未指定のものを今後、有用な地域アイデンティティーを代表するものとして、文化財の保存活用に生かしていこうというような政策を出しております。

ですから、いわゆる保存ということではなくて、使いながらということで、先ほどおっしゃられたように、事業者のほうで何かしらそういうことを調べてレガシーとしていただいてもいいのでしょうけれども、あるいはアール・デコの柱の一部分とか、そういうものが何かしらの形で残るようなものというか、そういうものも検討していただければと思います。

建築学会のほうで、DOCOMOMOとかいろいろな近代遺産についての指定をしたりしていますけれども、今回のことでそういうところから後々苦情が出てこないように、事業者としてもそういうものをある程度、何かしらの配慮をする用意があるということを、先ほどおっしゃられたようなことがどこかに記述されているといいのかなと思いました。

以上でございます。

○真田アセスメント担当課長 今のところ、港区と協議は、事業者ともこれからするのですけれども、どのようにするのかは、まだ検討が始まったばかりということで、ただ、こういうアール・デコ調の建物がここにあったという記録は残しておいてほしいということは区の

ほうから要請されているようでございますので、そういったことも含めて区ときちんと協議 しながら、今後の取り扱いについて検討してもらいたいということは事業者に伝えたいと思 います。

- ○池邊委員 よろしくお願いします。
- ○平手部会長 ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見がないようですので、史跡・文化財につきましては、意見なしとい たします。

本日、予定いたしました審議は全て終了いたしましたが、ほかに何かございますでしょうか。

よろしければ、特にないようですので、これで第二部会を終了させていただきます。皆様、 どうもありがとうございました。

傍聴人の方は退場してください。

(傍聴者退室)

(午後5時03分閉会)